

静岡県告示第89号

昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)の規定による水域類型の環境基準を達成するために必要な期間（昭和47年静岡県告示第510号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

別表中	鮎沢川	鮎沢川本流	河川A	直ちに達成	を
	狩野川下流	神島橋より下流	河川A	直ちに達成	
に、	鮎沢川	鮎沢川本流	河川A	直ちに達成	に、
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	河川AA	直ちに達成	
	狩野川下流	神島橋より下流	河川A	直ちに達成	
を	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	河川A	直ちに達成	を
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	
に、	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	河川A	直ちに達成	に、
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	
を	萩間川	萩間川本流	河川B	直ちに達成	を
	萩間川	萩間川本流	河川A	直ちに達成	
					に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。